

札幌市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、札幌市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（構成員）

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（会議の招集）

第3条 会議は、市長が招集する。

2 市長は、会議を招集する場合、会議開催の場所、日時並びに協議及び調整すべき事項（以下「協議事項等」という。）をあらかじめ教育委員会に通知するものとする。

3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議をする必要があると認めるときは、市長に対し、協議事項等を示して、会議の招集を求めることができる。

4 市長は、緊急に会議を開催する必要があると認めるときは、市長及び教育長の出席により会議を開催することができる。

5 会議の招集を行った場合には、市長は、直ちに会議開催の場所、日時及び協議事項等を公開するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（意見聴取）

第4条 会議は、協議・調整を行うに当たり必要があると認めるときは、関係機関職員及び学識経験を有する者等（以下「関係者」という。）から、当該協議事項等に関して意見を聴くことができる。

2 前項の規定において意見を聴く場合は、関係者に出席を求めることができる。

（会議の公開）

第5条 会議は公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、市長が会議に諮り非公開とすることができる。

（会議の傍聴）

第6条 会議の傍聴に関する手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴について必要な事項は、別に定める。

（議事録）

第7条 市長は、会議の終了後、議事録を作成し、市ホームページにて公表するものとする。ただし、非公開とした事項についてはこの限りでない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 会議に出席した構成員及び意見聴取者の氏名
- (3) 議題と議事の内容
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長又は会議が必要と認める事項
(事務局)

第8条 会議の事務局は、教育委員会生涯学習部総務課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮ってこれを定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。